

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員の理解促進のため、学内グループウェアに掲載し、日常的に閲覧できる体制を整備し、意識啓発に努めた。	引き続き対応する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	事例がない場合は、定期的（2ヶ月に1度）にいじめ対策委員会を開催していないが、情報共有については関係教職員間で対応した。	引き続き対応する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送った。	国立高専機構が制作したコンテンツを活用し、令和5年度はオンラインにて実施した。	令和5年6月～9月 実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画において職務内容を定め、学内グループウェアへの掲載により教職員へ周知した。	引き続き対応する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和4年度において、年間計画の策定（見直し）を実施していなかった。	令和5年度に年間計画を策定し、教職員に周知した。	令和5年7月実施済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止マニュアルに学内対応フローを掲載し、学内グループウェアへの掲載により教職員に周知している。	引き続き対応する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアへの掲載により教職員へ周知し、重大事態への対応についてはいじめ防止基本計画に明記し、併せて周知した。	引き続き対応する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	学内グループウェアにより共有している。	引き続き対応する。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	令和4年度末に検証を実施していなかった。	内容を検証し、実行性のあるものとなるように令和5年度の年間計画に反映した。	令和5年7月実施済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和4年度は、アンケート等の実施は2回であった。内容についてはいじめ対策委員会で共有した。	令和5年度はアンケート等を4回（面談4月、アンケート6月、10月、11月）実施し、結果に基づいた面談等の内容をいじめ対策委員会で共有する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラーが得た情報を、学生相談室を通じて関係教職員と共有し、連携を図っている。	引き続き対応する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学科2年生対象に「情報モラル講習会（いじめ防止内容含む）」（動画の視聴）を実施した。	引き続き対応する。令和5年度は他学年の学生にも視聴するように周知した。	令和5年11月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	アンケート調査項目に具体例を記載し、どのような行為がいじめに該当するか理解できるように取り組んでいる。	引き続き対応する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	実施していない。	学生同士で悩みを相談し合う、ピアサポーターなどの活動を推進する。	令和5年12月実施済
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページで公開し、周知を図った。	引き続き対応する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害・加害の双方の保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き対応する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和4年度において、外部の有識者等で構成される会議が開催されなかった。外部の弁護士と連携・協力体制を整備している。	次回、外部の有識者等で構成される会議で、連携・協力体制を築く。引き続き、弁護士と連携を図る。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	弁護士と連携を図り、必要に応じて警察と情報共有する体制を整備している。	引き続き対応する。	-